

## 軽自動車税の減免についてのお知らせ

本町には身体等に障がいを持つかたなどに対して軽自動車税の減免を行う規定があります。障がいの区分が別紙「身体障がい者等が軽自動車税の減免を受けられる場合」に該当するときは、同封の「減免申請書」に必要事項を記入し提出してください。

なお、下記期限までに提出されない場合は税の減免を受けられませんので、ご注意ください。

※減免を受ける場合、申請は毎年必要になります。

### 記

提出期限 令和8年5月29日（金）（納期限前日）

提出先 大河原町税務課 課税係（役場1階 ⑧番窓口）

提出物 ①減免申請書（必要事項を記入したもの）  
②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など  
③申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード  
④令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書  
※納付せずに持参してください。納付した場合は減免を受けられません。  
⑤運転するかたの運転免許証の写し

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19  
担当 大河原町税務課課税係（内線131・132）  
電話 0224-53-2113 FAX 0224-53-3818

(別 紙)

### 身体障がい者等が軽自動車税の減免を受けられる場合

(1) 減免の対象につきましては次のとおりです。

- ① 身体に障がいを持つ方 ((3) の表に該当する方) が所有し、本人が使用する場合。
- ② 身体に障がいを持つ方又は精神に障がいを持つ方 ((3) の表に該当する方) が所有するもので、通学・通院・通所・生業などのために、生計を同一にする方が使用する場合。
- ③ 精神に障がいを持つ方 ((3) の表に該当する方) と生計を同一にする方が所有するもので、障がいを持つ方の通学・通院・通所などのために使用する場合。
- ④ 18才未満の身体に障がいを持つ方 ((3) の表に該当する方) と生計を同一にする方が所有するもので、障がいを持つ方の通学・通院・通所・生業などのために使用する場合。

身体障がい者等の利用に供するため、車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等の特別の仕様により製造されたもの、又は一般のものに同種の構造変更が加えられたものなど。(自家用、営業用の別は問わない)

(2) 免除の対象となる軽自動車は、事業用以外の一台です。((1) の⑤は除く)

(3) 免除の対象となる障がいの種類

#### ① 身体障害者手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分	障 害 の 等 級
視 覚 障 害	1 級から 4 級までの各級
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級
平 衡 機 能 障 害	3 級
音 声 機 能 又 は 言 語 機 能 の 障 害	3 級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に 限る)
上 肢 不 自 由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下 肢 不 自 由	1 級から 6 級までの各級
体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級
心 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
ぼうこう・直腸機能障害	1 級及び 3 級
小腸機能障害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害	1 級及び 2 級 (1 上肢のみに運動機能障害がある 場合を除く)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害	1 級から 6 級までの各級
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級

※ 18才未満のうち、生計を同一にする者が所有し運転する軽自動車で、次に該当する場合には対象外となります。

- ・ 下肢不自由者の 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級
- ・ 体幹不自由者の 5 級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害の 3 級 (1 下肢のみに運動機能障害を持つ方) から 6 級

② 戦傷病者手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分				障 害 の 等 級	
視	覚	障	害	特別項症から第4項症までの各項症	
聴	覚	障	害	特別項症から第4項症までの各項症	
平	衡	機	能	特別項症から第4項症までの各項症	
音	声	機	能	特別項症から第2項症（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）までの各項症	
上	肢	不	自	特別項症から第3項症までの各項症	
下	肢	不	自	特別項症から第6項症、第1款症から第3款症	
体	幹	不	自	特別項症から第6項症、第1款症から第3款症	
心	臓	機	能	特別項症から第3項症までの各項症	
じ	ん	臓	機	特別項症から第3項症までの各項症	
呼	吸	器	機	特別項症から第3項症までの各項症	
ぼ	う	こ	う	特別項症から第3項症までの各項症	
小	腸	機	能	特別項症から第3項症までの各項症	
肝	臓	機	能	特別項症から第3項症までの各項症	
		又	は	特別項症から第3項症までの各項症	
		直	腸	特別項症から第3項症までの各項症	
		機	能	特別項症から第3項症までの各項症	
		障	害	特別項症から第3項症までの各項症	

③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方

④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害の等級が「1級」の方